

就労支援ときぞう（就労定着支援事業所）

重要事項説明書

「就労支援ときぞう」では、ご利用を通じて、働くことの大切さや人と関わること、協力していくことの大切さを身につけていただけるよう支援してまいります。記載内容をご理解の上、ご利用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

◇◆目次◆◇

1. 経営法人
2. 事業所
3. サービスの概要
4. 職員の配置
5. サービスの利用方法
6. 利用料金について
7. その他

社会福祉法人 博愛会

本書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意事項を説明するものです。

1. 経営法人

名 称	社会福祉法人 博愛会
所在地	鳥取県米子市一部 555
電話番号	0859-37-1100
代表者氏名	理事長 安田 明文
設立年月	平成 11年 1月 22日

2. 事業所

事業所の名称	就労支援ときぞう
事業所の種類	就労定着支援事業 3110201112号
事業の方針	<p>1. 事業所は、就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に 応じて、その者の支援を適切に行うと共に、就労定着支援の提供が 浸然かつ画一的なものとならない様配慮しなければならない。</p> <p>2. 事業所の従業員には、就労定着支援の提供にあたっては、懇切丁寧とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすい ように説明を行わなければならない。</p> <p>3. 事業者は、その提供する就労定着支援の質の評価を行い、常にその 改善を図らなければならない。</p>
事業の目的	利用者が自立した職業生活、日常生活、および社会生活が営む事が出来る様に、一人ひとりの個性を理解し、就労している者が継続して就労できるように支援の提供をすると共に、そのほかの便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
事業所の所在地	鳥取県米子市一部 379-3
電話番号	0859-21-0213
管理者氏名	渡邊 一江
開設年月	令和5年5月1日
事業所が行なっている他の業務	就労継続支援事業 3110201112号
事業の実施地域	米子市・境港市・日吉津村・南部町・伯耆町・大山町
営 業 日	月曜日から金曜日
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	8時30分から17時30分

4. 職員の配置

職 種	常 勤	兼 務	非常勤	職務内容
1. 管理者（施設長）		1		従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令

2. サービス管理責任者		1		<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成 ・利用の申込みに係る調整 ・従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理
3. 就労定着支援員		1	2	職場定着のための支援

当事業所では、利用者に対して指定就労支援サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者（施設長）	8：30～17：30
2. サービス管理責任者	8：30～17：30
3. 就労定着支援員	8：30～17：30

5. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービス内容

サービスの種類	サービスの内容
就労定着支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労定着支援計画を作成します。
対面による相談支援、指導及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職するものへの支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料

上記サービスの利用に対しては、通常別添の料金表の総費用額の1割の額（小数点以下切捨て）が利用者負担額となり、残りの9割が自立支援給付等の給付対象となります。事業者が自立支援給付等を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

なお、低所得者等は月額負担額が軽減されます。

①基本サービス単位数表

基本部分		単位数	利用料	利用者負担額
利用者数20人以下	就労定着率が9割5部以上の場合	3,512/月	35,120円/月	3,512円/月
	就労定着率が9割以上9割5割未満の場合	3,348/月	33,480円/月	3,348円/月
	就労定着率が8割以上9割未	2,768/月	27,680円/月	2,768円/月

	満の場合			
	就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,234/月	22,340円/月	2,234円/月
	就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,690/月	16,900円/月	1,690円/月
	就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,433月	14,330円/月	1,433円/月
	就労定着率が3割未満の場合	1,074/月	10,740円/月	1,074円/月

②加算単位数

加算		単位数	利用料	利用者負担額
初期加算	生活介護等と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して雇用された場合に、新規に就労定着支援計画を作成し支援を行った際に、利用を開始した月について算定（1回限り）	900/月	9,000円/月	900円/月
就労定着実績体制加算	過去6年間において就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として届け出た事業所が就労定着支援を行った場合に、1月につき算定	300/月	3,000円/月	300円/月
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	障害者職業センター等で行う職場適応援助者の養成のための研修等を修了した者を就労定着支援員として配置している場合に算定	120/月	1,200円/月	120円/月

(3) 利用者負担額および実費負担額のお支払い方法

毎月15日頃に請求書をお渡ししますので、翌月25日までにお支払いください。

支払い方法	1. 指定口座への振込み 山陰合同銀行 日野橋支店 普通預金 口座番号 3683358 口座名義 就労支援ときぞう 理事長 安田 明文
	2. 金融機関口座からの口座振替

(4) 利用の中止の場合

①利用者の都合でサービスを中止される場合、サービス終了の2週間前までにお申し出ください。ただしご利用者の病変、急な入院などやむを得ない理由がある場合は、1週間以内にサービスを終了できます。

(5) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業者は、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、また、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。(開示に必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

◇ 閲覧・複写ができる時間 午前9：30～午後3：30

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 利用の際に留意いただく留意事項

- ① 事業所内での政治的、宗教活動は、禁止します。
- ② 事業者やその利用者に対して故意に損害を与えることは、いかなる場合も認めません。
- ③ 物品、金銭の貸借は禁止します。

(2) 受給者証の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

7. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 渡邊一江
-------------	----------

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 非常時の対策

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、</p>
-------------------------	--

	その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容態に変化などがあった場合は、主治医、救急隊、家族などへ連絡いたします。ただし、緊急の場合は、事前に連絡できない場合もあります。

11. 苦情解決体制

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

- ・当事業所における苦情の窓口は、高橋琢也です。
- ・当事業所の苦情解決責任者は、管理者の渡邊一江です。
- ・下記にも申し出ることはできます。

氏名	住所（電話）
米子市障がい者支援課	米子市加茂町 1-1 TEL 0859-23-5545 FAX 0859-23-5393
お住まいの各市町村の福祉課	同左
鳥取県福祉サービス運営適正化委員会	鳥取市伏野 1729-5 鳥取県社会福祉協議会 TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6345 受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始はお休み

年 月 日

福祉サービスの提供にあたり、利用者に対して「就労支援ときぞう重要事項説明書」に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 米子市一部 379-3

名 称 就労支援ときぞう

説明者 氏 名 _____ 印 _____

私は、「就労支援ときぞう重要事項説明書」により、事業所からサービスについての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(*必要に応じて*)

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____